様式第１号（第３条関係）

　　年度果樹災害未然防止支援事業費補助金交付申請書

文書番号

　　年　月　日

（あて先）

埼玉県知事

事業実施主体名

代表者氏名

　　年度果樹災害未然防止支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額

　金　　　　　　　円

２　補助事業の目的

３　補助事業の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容対象品目施設・網 | 事業量（面積(ａ)） | 事業費 | 負　　　担　　　区　　　分 | 備　考 |
| 県 費 | その他補助金 | その他 |
|  |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |

　　事業取組主体別は、様式第１号別添１のとおり

４　事業完了予定年月日

　　　　年　　月　　日

５　収支予算

（１）収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | 備　考 |
| 増 | 減 |
| 県　費その他 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | 備　考 |
| 増 | 減 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

６　添付書類

（１）実施設計書又は見積書の写し（実施報告書にあっては、出来高設計書又は納品書の　写し）

（２）その他特に知事が必要と認めるもの（実施報告書にあっては、当該事業で購入した資材及び設置した施設の写真など）

様式第２号（第６条関係）

　　年度果樹災害未然防止支援事業費補助金交付決定通知書

文書番号

　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事　　氏　　　　名

　　　　年　月　日付け　第　　号で申請のあった　　　年度果樹災害未然防止支援事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

１　事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書の記２の補助事業等の目的及び内容に記載されたとおりとする。

２　補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額　金　　　　　　　円

３　支払方法

　　精算払い又は概算払いとする。

４　経費の配分

経費の配分については、申請書の記３の経費の配分及び負担区分に記載されたとおりとする。

５　補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号）に従わなければならない。

６　条件

（１）補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

（２）補助事業者は、交付要綱別表の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。

（３）補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

（４）補助事業者は、間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該交付を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（５）補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。

（６）この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を交付要綱第11条で規定する期間整備保管しなければならない。

（７）補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、各事業取組主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（８）補助事業者は、実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業取組主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（９）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。

（１０）補助事業者は、前号の財産のうち１件当たりの取得価格が５０万円以上の財産について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内においては、知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。

（１１）補助事業者が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（１２）補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、（１）から（１１）までに掲げる条件に準じて条件を付さなければならない。

（１３）補助事業者は、（１２）において準じる（１０）により、承認しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。

（１４）補助事業者は、（１２）において準じる（１１）により、間接補助事業者からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。

様式第３号（第７条関係）

　　年度果樹災害未然防止支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

文書番号

　　年　月　日

（あて先）

埼玉県知事

事業実施主体名

　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

　　　年　月　日付け　第　　　号で補助金の交付決定の通知を受けた　　　年度果樹災害未然防止支援事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

（注）１　記の記載要領は、様式第１号に準ずるものとする。この場合、「補助事業等の目的及び内容」を「変更の理由」と書き換え、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

２　補助金額が増額する場合は、件名を「令和　年度果樹災害未然防止支援事業費補助金の変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請する。」を「下記のとおり変更の承認及び補助金○○○円の追加交付を受けたいので申請する。」とすること。

様式第４号（第９条関係）

　　年度果樹災害未然防止支援事業実績報告書

文書番号

　　年　月　日

（あて先）

埼玉県知事

事業実施主体名

　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

　　年　月　日付け　第　　　号で補助金の交付決定の通知を受けた　　　年度果樹災害未然防止支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第１３条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注）記の記載要領は、様式第１号に準ずるものとする。この場合、「補助金交付申請額」は「補助金交付決定額」に、「補助事業等の目的及び内容」を「補助事業等の成果」に、経費の配分の「補助事業に要する経費」を「補助事業に要した経費」に、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」に、「収支予算」を「収支決算」に、「本年度予算額」は「本年度精算額」に、「前年度予算額」を「本年度予算額」に書き換えるものとする。

また、添付書類は省略するものとする。

軽微な変更があった場合には、容易に比較対照できるよう変更部分を２段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

様式第５号（第１０条関係）

　　年度果樹災害未然防止支援事業費補助金交付額確定通知書

文書番号

　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事　　氏　　　　　名

　　　　　年　月　日付け　第　　　号で補助金の交付決定の通知をした　　　年度果樹災害未然防止支援事業費補助金については、　　　年　月　日付け　第　　　号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交付手続等に関する規則第１４条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

１　補助金交付決定額　　金　　　　　　　円

２　補助金交付確定額　　金　　　　　　　円

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

　当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。以下（５）（６）の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要に応じ記載する。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

　　　所在地：

　　　事業者名：

　　　代表者職・氏名：